中小企業・SDGsビジネス支援事業「ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業」

応募・実施条件等及び募集要項に係る同意書

本書末尾に記載する法人又は団体（以下「提案法人」といいます。）は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」といいます。）が実施する中小企業・SDGsビジネス支援事業「ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業」（以下「本支援事業」といいます。）に係る募集要項、同別添資料、関連するJICAウェブサイト掲載情報及び本書に定める事項を全て理解し、これに同意したうえで、本支援事業に応募するものとし、これを証するため本書をJICAに提出します。

**【応募条件】**

1. JICAの実施する本支援事業に応募する提案法人は、応募に際し、本支援事業に係る募集要項（以下「募集要項」といいます。）、同別添資料、関連するJICAウェブサイト掲載情報及び本書に定める事項（以下総称して「募集要項等」といいます。）を理解し、本書により本支援事業の応募・実施条件に同意いただくことが必要です。また、JICAが採択した提案法人（以下「採択企業」といいます。）は、本支援事業に係る契約（以下「本契約」といいます。契約書雛形（契約約款及び仕様書含む。）は募集要項別添資料のとおりであり、契約書雛形に沿って契約するものとします。）をJICAとの間で締結します。そのため、本支援事業の実施に係るあらゆる事項について、十分なご理解の上で応募いただくものとします。
2. 採択・不採択は、JICAがその単独の裁量により最終的な決定を行うものであり、JICAは、当該決定内容の理由を示すことはありません。提案法人（採択企業を含む。以下同じ。）は、募集要項等に当該提案法人が反する（提案法人内部で適正な手続を経ずに本支援事業に応募すること及び本支援事業を不当に利用したことを含む。）とJICAが判断した事項やJICAの採択・不採択に係る決定に対して、異議や苦情を述べたり、再考を求めたりすることはできません。JICAは、当該判断や決定によって提案法人に生じた損害には一切の責任を負わないものとします。
3. 提案法人は、提案法人及び提案する製品・技術・サービスが、募集要項に規定する応募資格要件を満たし、応募時に提出する一切の書類に虚偽の記載がないことを表明保証します。

**【採択後の実施条件】**

1. JICAは、採択企業による本支援事業の遂行（以下「本調査」といいます。）への支援のために、コンサルタント（以下「JICAコンサルタント」といいます。）を起用して、当該採択企業に割り当てて採択企業への助言及び調査支援を行わせるとともに、本契約をJICAと採択企業との間で締結します。以下の各項の内容については、本契約に規定し、本契約が優先的に適用され、採択企業は、その内容に従うこととします採択企業は、JICAコンサルタントの割り当てに対して、JICAやJICAコンサルタントに対して、異議や苦情を述べたり、変更を求めたりすることはできません。
2. 本調査の調査期間は、採択後に、採択企業、JICA及びJICAコンサルタントの三者で協議のうえ、その終期を、2026年3月31日までの範囲で設定します。ただし、募集要項に規定する採択取消し若しくは契約交渉中止又は契約解除の要件に該当するとJICAが判断した場合（JICAコンサルタントのJICAに対する報告に基づいて判断する場合を含みます）、JICAは、本調査の調査期間の途中であっても本調査を将来に向かって終了させることができるものとします。この場合、JICA及びJICAコンサルタントは、この終了によって採択企業に生じた苦情、異議申立ては受け付けず、かつ、これにより採択企業に生じた損害には一切の責任を負いません。
3. JICA及びJICAコンサルタントは、実務上可能な限り信頼性の高い情報及び有用な助言を提供するよう努めますが、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及び助言の有用性の確認及び本調査のJICAコンサルタントからの助言内容の採否は、採択企業が自らの責任と判断で行います。
4. 本支援事業の応募から実施の過程で提案法人に生じた直接損害及び間接損害について、JICA及びJICAコンサルタントは、本調査の調査期間中又は当該期間終了後においても、一切責任を負わないものとします。
5. 採択企業は、本支援事業の利用によって生じた権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。
6. 採択企業は、本調査の実施において、「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」及び「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」を踏まえて行動し、関連法令並びに本契約に定める規定及び本契約に適用されるJICAの各種業務関連ガイドラインの規定を遵守することを誓約します。募集要項「別添6中小企業・SDGsビジネス支援事業の実施に関する契約書（サンプル）契約約款第11条及び第12条の安全対策措置等及び緊急時の移送費等」に係る規定を順守することを誓約します。

**【反社会的勢力排除に関する誓約事項】**

1. 提案法人は、提案法人及び外部要員の所属先（以下本項において「提案法人等」といいます。）が競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないことを表明保証し、また、将来にわたっても該当しないことを誓約するものとします。なお、本書において、反社会的勢力とは、現在、次の各号の一に該当する者、又は次の各号のいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいうものとします。JICAは、提案法人等が次の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、採択取消又は契約解除し、JICAは損害賠償その他の一切の責めを負わないものとします。
	1. 提案法人等の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）である。
	2. 提案法人等の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる。
	3. 反社会的勢力が提案法人等の経営に実質的に関与している。
	4. 提案法人等又は提案法人等の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
	5. 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
	6. 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
	7. 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
	8. その他提案法人等が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

**【準拠法・管轄】**

1. 募集要項及び同意書に定める法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠するものとします。
2. 募集要項及び本書に定める法律関係及びそれに基づく個別契約から生じる紛争が円満に解決できず裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とするものとします。

募集要項等の記載内容及び本書の定める条件を全て確認のうえ、これに同意したうえで、中小企業・SDGsビジネス支援事業「ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業」に応募いたします。

独立行政法人国際協力機構(JICA) 宛

 年 月 日

提案法人（法人又は団体）名

所在地

代表者名

※共同企業体として応募する場合はすべての構成企業について連名でご記載ください